

自家用有償旅客運送について

自家用有償旅客運送

・・・バス・タクシー事業が成り立たない場合であって、地域における輸送手段の確保が必要な場合に、必要な安全上の措置をとった上で、市町村や NPO 法人等が、自家用車を用いて提供する運送サービス。【自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）ハンドブックより】

・・・旅客から収受する対価は実費の範囲内（※）

（※）ガソリン代・道路通行料・駐車場料金のほか、人件費・事務所経費等の営利を目的としない妥当な範囲内【自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）ハンドブックより】

・・・運送する「路線」または「区域」を定めて運行するもの。

自家用有償旅客運送の種類

交通空白地有償運送	福祉有償運送
市町村や NPO 法人等が、交通空白地において、当該地域の住民、観光旅客その他の当該地域を来訪するものの運送を行うもの	市町村や NPO 法人等が、単独で公共交通機関を利用できない身体障がい者等を対象に、原則、ドア・ツー・ドアの個別輸送を行うもの
匹見過疎バス運行事業 匹見福祉バス運行事業	美都地域外出支援サービス

登録の有効期間

・・・原則 2 年。更新登録申請に際しては地域公共交通会議での承認が必要。

※重大事故を引き起こしていない等の一定要件を満たす場合は 3 年。

美都地域外出支援サービス事業の概要

1. 事業開始

平成12年4月

2. 事業の目的・内容

本事業は交通機関の利用困難な住民が、在宅サービス若しくは施設サービス又は病院に出かける場合に、目的地までの送迎を行うもの。

令和5年度～令和7年度においては住民や居宅介護事業所から利用相談はあるものの、利用登録及び利用実績はありません。本サービスの利用には付き添いの介助者が必要であることから、介助者がいないため利用できないという声も上がっている。

3. 運行区域

益田市内・浜田市・鹿足郡・・・(資料1-1)

4. 旅客の範囲

美都地域に住所を有し、かつ、要介護認定を受けた者又は同等の者のうち寝たきりのもの若しくは車イスを利用しているもので他に交通手段のないもの。

5. 利用料

美都地域内・・・1回につき500円

美都地域外・・・1kmあたり20円を乗じた額 (資料1-2)

6. 運行ダイヤ

特別養護老人ホーム美寿苑の送迎時間外で運行。

運休日・・・土・日・祝日及び12/29～1/3

7. 運 行 車 輈

リフト付及びストレッチャー装備車輈1台

車 名	乗車定員	初年度登録日
ニッサン キャラバン	10人乗	令和5年5月26日

8. 利 用 実 績

令和5年度～令和7年度 利用登録者、実績ともに無し

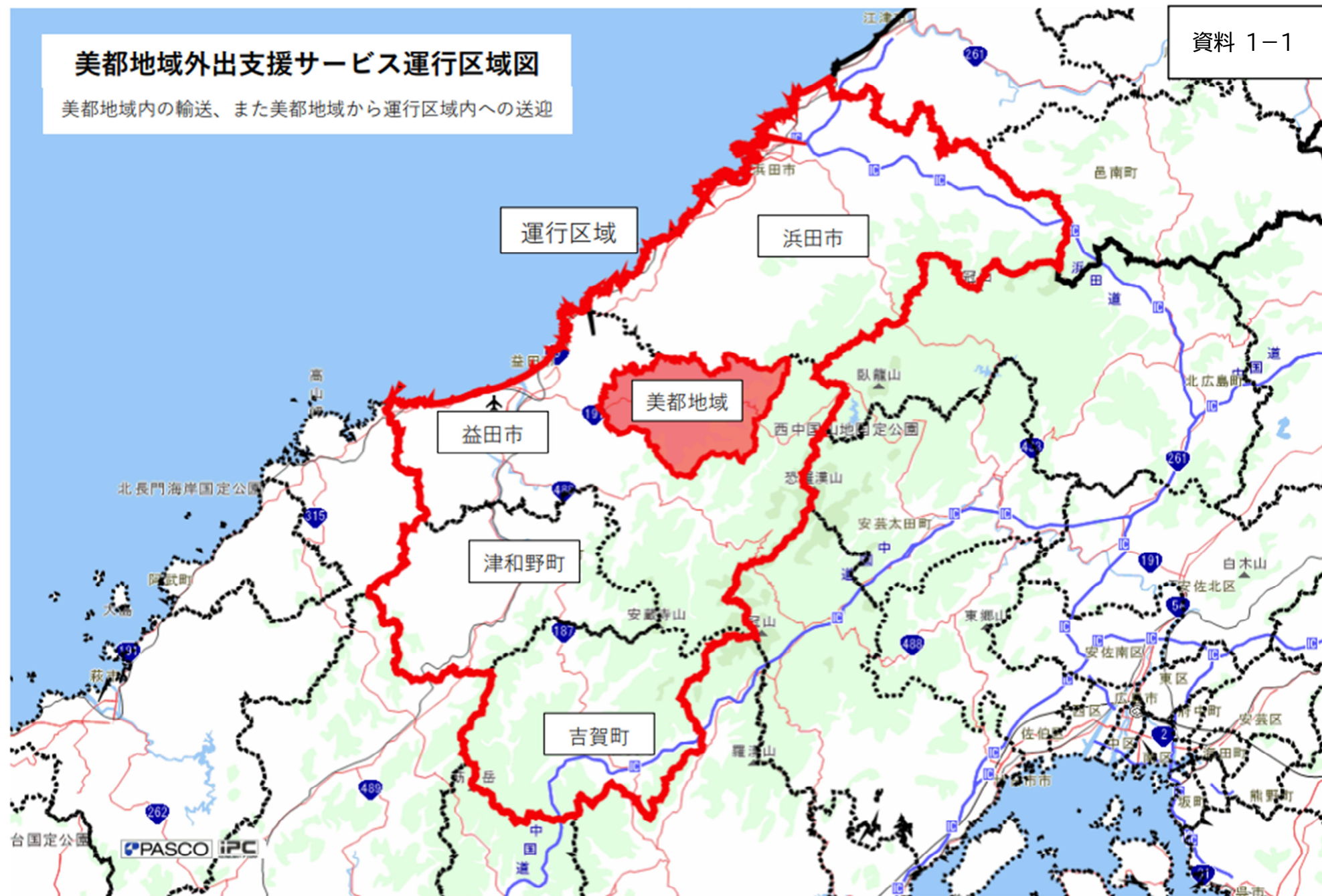
9. 事故の有無

0件 （平成12年4月1日（事業開始）～ 現在）

美都地域外出支援サービス運行区域図

美都地域内の輸送、また美都地域から運行区域内への送迎

資料 1-1



外出支援サービス（益田市高齢者支援事業）利用料

利用対象者	利用料	サービスの内容
美都地域に住所を有し、かつ、要介護認定を受けた者又は同等の者のうち寝たきりのもの若しくは車イスを利用しているもので他に交通手段のないもの	美都地域内 1 回につき 5 0 0 円。 美都地域外については、1 キロ当たり 2 0 円を乗じて得た金額 目的地までの距離 美都町二川～益田地域 片道 2 4 キロ 美都町都茂～益田地域 片道 1 8 キロ 美都町仙道～益田地域 片道 1 3 キロ 美都町都茂～匹見地域 片道 3 6 キロ 美都町都茂～津和野町(旧日原町地域) 片道 4 2 キロ 美都町都茂～津和野町(旧津和野町地域) 片道 5 1 キロ 美都町都茂～吉賀町(旧柿木村地域) 片道 6 0 キロ 美都町都茂～吉賀町(旧六日市町地域) 片道 7 0 キロ 美都町都茂～浜田市(旧浜田市地域) 片道 4 0 キロ 美都町都茂～浜田市(旧三隅町地域) 片道 2 0 キロ 美都町都茂～浜田市(旧弥栄村地域) 片道 2 6 キロ ※ 益田地域以外へは、美都町二川からは 6 キロを加え、美都町仙道からは 5 キロを差し引く。	移送用車両(リフト付及びストレッチャー装着車両)により、高齢者、障害者等が在宅サービス若しくは施設サービス又は病院に出かける場合において、目的地までの送迎を行う。

益田市匹見過疎バス運行事業の概要について

1. 事業開始

昭和 47 年 12 月

2. 事業の目的・内容

本事業は、匹見地域において路線バスや乗合タクシーが運行していない交通不便地域を中心に運行し、住民の交通手段を確保するもの。

匹見地域は、広大な面積の中に小規模な集落が点在し、急速に高齢化が進んでいることから、平成 19 年 5 月からデマンド方式を導入するとともに、車両を小型化し自宅付近での乗車を可能とした。

また、13～15 人乗り車両計 5 台により、過疎バス・スクールバス・福祉バスを兼ね、児童生徒と一般の乗客が一つのバスに乗車する効率的な運行を行っている。

3. 運行区間（資料 2－1）

道川線・・・匹見峡温泉～美都温泉	27 km
三葛・小原線・・・匹見峡温泉～匹見町紙祖三葛（小原経由）	21 km
石谷線・・・匹見峡温泉～匹見町石谷中村	30 km
矢尾線・・・匹見峡温泉～匹見町落合矢尾	8 km

4. 旅客の範囲

益田市に在住する住民及びその親族、その他益田市に日常の用務を有する者。

5. 利用料

各路線の料金設定・・・別紙（資料 2－2）

※身体障害者手帳や療育手帳等を提示した者は半額等の減免を実施

・・・別紙（資料 2－2 備考）

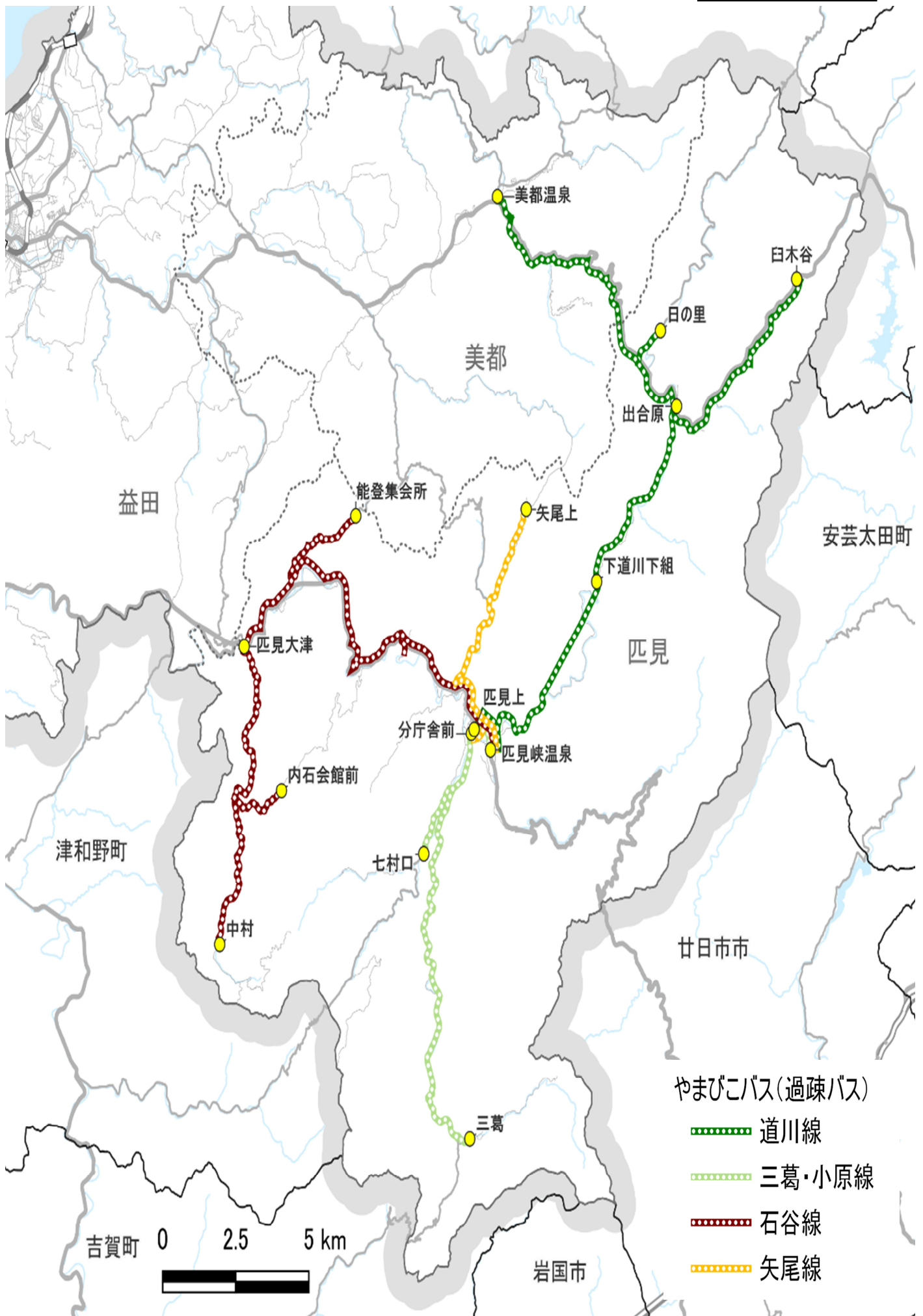
6. 運行ダイヤ

時刻表・・・別紙（資料2－3）

運行日・・・月～土曜日 ※祝日及び12/29～1/3は運休

7. 利用実績

別紙（資料2－4）



過疎バス旅客運賃表及び停留所間運賃表

資料 2－2

(単位:円)

(道川線)								匹見峡温泉
								分庁舎前
								保健センター前
								下道川下組 (下道川下地区)
								下道川(下道川上地区)
								臼木谷
								出合原
								日の里
美都温泉	200	300	400	400	400	500	500	500

(単位:円)

(三葛・小原線)								匹見峡温泉
								保健センター前
								分庁舎前
								紙祖元組
								七村口
								紙祖元組
								笹山 (三坂橋～榎田)
三葛 (三坂橋以西)	100	300	300	300	300	300	300	300

(単位:円)

(矢尾線)					匹見峡温泉
					分庁舎前
					保健センター前
					諏訪橋
					落合(道谷下・上・矢尾・千原地区)
矢尾上	100	200	200	200	200

(単位:円)

(矢尾線)					匹見峡温泉		(石谷線)										匹見峡温泉				
				分庁舎前	100											分庁舎前	100				
			保健センター前	100	100											保健センター前	100	100			
		諏訪橋	100	100	100											諏訪橋	100	100	100		
	落合(道谷下・上・矢尾・千原地区)	100	100	100	100											落合	100	100	100	100	
矢尾上	100	200	200	200	200											新田	100	100	200	200	200
											和又橋	100	100	200	200	200	200	200	200		
										広瀬	100	100	200	200	200	200	200	200	200		
								切梨	100	100	100	200	200	200	200	200	200	200			
						都谷	100	100	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200			
				持三郎	100	100	200	200	200	200	200	200	200	200	300	300	300	300			
			澄川橋	100	100	200	200	200	200	200	200	200	200	300	300	300	300	300			
		下農協前	100	100	100	200	200	200	200	200	200	200	200	300	300	300	300	300			
	能登口	100	100	100	100	200	200	200	200	200	200	200	200	300	300	300	300	300			
			能登集会所	100	200	200	200	200	200	200	200	200	200	300	300	300	300	300			
		土井ノ原	100	100	100	100	100	200	200	200	200	200	200	300	300	300	300	300			
	大津	100	200	100	200	200	200	200	200	200	200	300	300	300	300	300	300	300			
	谷口	100	200	200	200	200	200	200	200	200	300	300	300	300	300	300	400	400	400		
中村	100	200	200	200	200	200	200	200	300	300	300	300	300	400	400	400	400	400	400		

- 備考
- 1 本表は、大人(12歳以上)の運賃表である。
 - 2 小人(4歳以上12歳未満)は、大人の半額とする。
 - 3 幼児(4歳未満)は、無賃とする。ただし、次の場合は小人として取り扱う。
(1)乗車券を所持している保護者に同伴されている場合でも、1人を超えた幼児に対しては小人1人分の料金とする。
(2)乗車券を所持している保護者に同伴されていない幼児
 - 4 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳を提示した者で、当該手帳に記載された区分が第1種障害者に該当するものは本人及び介護者を半額、第2種障害者に該当するものは本人のみ半額とする。
 - 5 療育手帳制度要綱(療育手帳制度について(昭和48年発児第156号厚生事務次官通知))第4の2の規定により交付を受けた療育手帳を提示した者は、半額とする。
 - 6 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳を提示した者は、半額とする。
 - 7 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条に規定により交付を受けた戦傷病者手帳を提示した者は、半額とする。
 - 8 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条の4及び第41条から第44条までに規定する諸施設により養護又は保護を受けている者で、当該施設長の発行する養護又は保護を受けていることを証する書類を提示したものは、半額とする。
 - 9 10円未満の端数は、四捨五入する。
 - 10 回数券を購入する場合は、10枚毎に1枚の無償券を添付する。

過疎バス時刻表

運休日 日曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日

《道川線》

【匹見方面】											
便名	美都温泉	日の里	出合原	臼木谷	出合原	下道川	下道川下組	保健センター前	分庁舎前	匹見峡温泉	運行月
1	—	6:30	6:35	6:45	6:55	6:58	7:01	7:11	7:12	7:15	通 年
3	8:20	8:35	8:40	8:50	9:00	9:03	9:06	9:16	9:17	9:20	通 年
5	—	11:42	11:47	11:57	12:07	12:10	12:13	12:23	12:24	12:27	通 年
7	—	13:12	13:17	13:27	13:37	13:40	13:43	13:53	13:54	13:57	通 年
9	16:13	16:28	16:33	16:43	16:53	16:56	16:59	17:09	17:10	17:13	通 年
11	—	18:10	18:15	18:25	18:35	18:38	18:41	18:51	18:52	18:55	通 年

【道川方面】											
便名	匹見峡温泉	分庁舎前	保健センター前	下道川下組	下道川	出合原	臼木谷	出合原	日の里	美都温泉	運行月
2	7:20	7:23	7:24	7:34	7:37	7:40	7:50	8:00	8:05	8:20	通 年
4	10:57	11:00	11:01	11:11	11:14	11:17	11:27	11:37	11:42	—	通 年
6	12:27	12:30	12:31	12:41	12:44	12:47	12:57	13:07	13:12	—	通 年
8	15:33	15:36	15:37	15:47	15:50	15:53	—	—	15:58	16:13	通 年
10	17:25	17:28	17:29	17:39	17:42	17:45	17:55	18:05	18:10	—	通 年
12	18:07	18:10	18:11	18:21	18:24	18:27	18:37	18:47	18:52	—	通 年

《三葛・小原線》

【匹見方面】									
便名	三葛	笹山	紙祖元組	七村口	紙祖元組	分庁舎前	保健センター前	匹見峡温泉	運行月
1	6:20	6:27	6:39	6:44	6:54	6:57	6:58	7:00	通 年
3	7:25	7:32	7:44	7:49	7:59	8:02	8:03	8:05	通 年
5	8:30	8:37	8:49	8:54	9:04	9:07	9:08	9:10	通 年
7	11:50	11:57	12:09	12:14	12:24	12:27	12:28	12:30	通 年
9	14:47	14:54	15:06	15:11	15:21	15:24	15:25	15:27	通 年
11	16:07	16:14	16:26	16:31	16:41	16:44	16:45	16:47	通 年

【三葛方面】									
便名	匹見峡温泉	保健センター前	分庁舎前	紙祖元組	七村口	紙祖元組	笹山	三葛	運行月
2	7:00	7:02	7:03	7:06	—	—	7:18	7:25	通 年
4	8:05	8:07	8:08	8:11	—	—	8:23	8:30	通 年
6	11:10	11:12	11:13	11:16	11:26	11:31	11:43	11:43	通 年
8	14:07	14:09	14:10	14:13	14:23	14:28	14:40	14:47	通 年
10	15:27	15:29	15:30	15:33	15:43	15:48	16:00	16:07	通 年
12	18:07	18:09	18:10	18:13	18:23	18:28	18:40	18:47	通 年

《石谷線》

【匹見方面】																				
便名	中村	谷口	大津	土井ノ原	能登集会所	能登口	下農協前	澄川橋 (澄川診療所)	持三郎	都谷	切梨	広瀬	新田	和又橋	落合	諏訪橋	保健センター前	分庁舎前	匹見峡温泉	運行月
1	8:24	8:47	8:49	8:52	9:00	9:06	9:07	9:08	9:10	9:12	9:15	9:17	9:19	9:20	9:23	9:26	9:27	9:28	9:31	通 年
3	11:16	11:39	11:41	11:44	11:52	11:58	11:59	12:00	12:02	12:04	12:07	12:09	12:11	12:12	12:15	12:18	12:19	12:20	12:23	通 年
5	13:30	13:53	13:55	13:58	14:06	14:12	14:13	14:14	14:16	14:18	14:21	14:23	14:25	14:26	14:29	14:32	14:33	14:34	14:37	通 年
7	15:44	16:07	16:09	16:12	16:20	16:26	16:27	16:28	16:30	16:32	16:35	16:37	16:39	16:40	16:43	16:46	16:47	16:48	16:51	通 年

【石谷方面】																				
便名	匹見峡温泉	分庁舎前	保健センター前	諏訪橋	落合	和又橋	新田	広瀬	切梨	都谷	持三郎	澄川橋 (澄川診療所)	下農協前	能登口	能登集会所	土井ノ原	大津	谷口	中村	運行月
2	10:09	10:12	10:13	10:14	10:17	10:20	10:21	10:23	10:25	10:28	10:30	10:32	10:33	10:34	10:40	10:48	10:51	10:53	11:16	通 年
4	12:23	12:26	12:27	12:28	12:31	12:34	12:35	12:37	12:39	12:42	12:44	12:46	12:47	12:48	12:54	13:02	13:05	13:07	13:30	通 年
6	14:37	14:40	14:41	14:42	14:45	14:48	14:49	14:51	14:53	14:56	14:58	15:00	15:01	15:02	15:08	15:16	15:19	15:21	15:44	通 年
8	17:13	17:16	17:17	17:18	17:21	17:24	17:25	17:27	17:29	17:32	17:34	17:36	17:37	17:38	17:44	17:52	17:55	17:57	18:20	通 年

《矢尾線》

【匹見方面】							
便名	矢尾上	落合	諏訪橋	保健センター前	分庁舎前	匹見峡温泉	運行月
1	6:57	7:12	7:15	7:16	7:17	7:20	通 年
3	9:43	9:58	10:01	10:02	10:03	10:06	通 年
5	10:34	10:49	10:52	10:53	10:54	10:57	通 年
7	15:10	15:25	15:28	15:29	15:30	15:33	通 年

【矢尾方面】							
便名	匹見峡温泉	分庁舎前	保健センター前	諏訪橋	落合	矢尾上	運行月
2	9:20	9:23	9:24	9:25	9:28	9:43	通 年
4	10:11	10:14	10:15	10:16	10:19	10:34	通 年
6	14:47	14:50	14:51	14:52	14:55	15:10	通 年

路線別利用状況表（令和5年度～令和7年度）

路線名	令和5年度	令和6年度	令和7年度
道川線	8人	13人	9人
三葛線	88人	149人	183人
小原線	8人	65人	45人
石谷線	41人	14人	16人
矢尾線	2人	0人	0人
福祉バス	0人	4人	0人
スクールバス	2,524人	4,846人	4,269人
合計	2,671人	5,091人	4,522人

益田市匹見福祉バス運行事業の概要について

1. 事業開始

平成 12 年 4 月

2. 事業の目的・内容

本事業は匹見地域の道川地区において、道川診療所への交通手段を確保するため、道川診療所の開設日に合わせて運行するもの。

3. 運行区間（資料 3－1）

下道川線・・・道川診療所～下道川下組	5. 5 k m
臼木谷線・・・道川診療所～臼木谷猪畑	5. 8 k m
日の里線・・・道川診療所～日の里	3. 7 k m

4. 旅客の範囲

益田市に在住する住民及びその親族、その他益田市に日常の用務を有する者。

5. 利用料

各路線の料金設定・・・別紙（資料 3－2）

※身体障害者手帳や療育手帳等を提示した者は半額等の減免を実施
・・・別紙（資料 3－2 備考）

6. 運行ダイヤ

時刻表・・・別紙（資料 3－3）

運行日・・・休日を除く火・木曜日及び 12/29～1/3

7. 利用実績

別紙（資料 2－4）



資料 3－2

福祉バス運賃表

(単位：円)

下道川線

		道川診療所
	下道川	100
下道川下組	100	200

臼木谷線

	道川診療所
臼木谷	200

日の里線

	道川診療所
日の里	100

備考

- 1 本表は、大人（12歳以上）の運賃表である。
- 2 小人（4歳以上12歳未満）は、大人の半額とする。
- 3 幼児（4歳未満）は、無賃とする。ただし、次に掲げる場合は、小人として扱う。
 - (1) 乗車券を所持している保護者に同伴されている場合でも、1人を超えた幼児に対しては小人1人分の料金とする。
 - (2) 乗車券を所持している保護者に同伴されていない幼児
- 4 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳を提示した者で、当該手帳に記載された区分が第1種障害者に該当するものは本人及び介護者を半額、第2種障害者に該当するものは本人のみ半額とする。
- 5 療育手帳制度要綱（療育手帳制度について（昭和48年発児第156号厚生事務次官通知））第4の2の規定により交付を受けた療育手帳を提示した者は、半額とする。
- 6 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳を提示した者は、半額とする。
- 7 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳を提示した者は、半額とする。
- 8 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の4及び第41条から第44条までに規定する諸施設により養護又は保護を受けている者で、当該施設長の発行する養護又は保護を受けていることを証する書類を提示したものは、半額とする。
- 9 10円未満の端数は、四捨五入する。

福祉バス時刻表

1 運行日 火曜日

下道川線

便 名	道川診療所	下 道 川	下道川下組	下 道 川	道川診療所	運 行 月
1	9 : 40	9 : 45	9 : 50	9 : 54	9 : 59	通 年
2	11 : 40	11 : 45	11 : 50	11 : 54	11 : 59	通 年

臼木谷線

便 名	道川診療所	臼 木 谷	道川診療所	運 行 月
3	10 : 00	10 : 13	10 : 25	通 年
4	12 : 00	12 : 13	12 : 25	通 年

日の里線

便 名	道川診療所	日 の 里	道川診療所	運 行 月
5	10 : 26	10 : 33	10 : 39	通 年
6	12 : 26	12 : 33	12 : 39	通 年

2 運行日 木曜日

下道川線

便 名	道川診療所	下 道 川	下道川下組	下 道 川	道川診療所	運 行 月
1	13 : 00	13 : 05	13 : 10	13 : 14	13 : 19	通 年
2	15 : 00	15 : 05	15 : 10	15 : 14	15 : 19	通 年

臼木谷線

便 名	道川診療所	臼 木 谷	道川診療所	運 行 月
3	13 : 20	13 : 33	13 : 45	通 年
4	15 : 20	15 : 33	15 : 45	通 年

日の里線

便 名	道川診療所	日 の 里	道川診療所	運 行 月
5	13 : 46	13 : 53	13 : 59	通 年
6	15 : 46	15 : 53	15 : 59	通 年

備考

- 1 本表の始発、終着及び主要停留所の時刻は、事前予約の状況により変更ができるものとする。
- 2 各利用者における乗車場所及び時刻については、事前予約の際に示すものとする。